

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第47号)

令和2年11月26日

徳情個審答申第47号

令和2年11月26日

徳島市教育委員会 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の  
規定に基づく諮問について（答申）

令和2年11月5日付教研発第2186号の諮問書により徳島市教育委員会から諮問のありました電子計算機結合に係る個人情報保護評価（GIGAスクールクラウド）の件について、次のとおり答申します。

## 第1 結論

電子計算機結合に係る個人情報保護評価（GIGAスクールクラウド）について、以下の3点に関し、特段の問題は認められない。

- ① 民間クラウドサービスを利用して学習データを保管すること
- ② 請負事業者に児童生徒及び教員のIDの作成・管理を委託すること
- ③ 児童生徒が同サービスに接続すること

## 第2 付言

当審査会は、第1に述べたとおり、本件諮問に係る電子計算機の結合について特段の問題は認められないとするものであるが、同結合を実施するにあたっては、次の事項に留意しつつ、全体的なセキュリティや漏洩後のフォロー等の対策については、引き続き強化・見直しを検討するよう求めるものである。

### 1 管理者側及び利用者側における具体的なリスクの想定及びその対策

本件の結合については、これまで当審査会で意見を述べてきた市内部のサ

ーバーと外部事業者を結合して委託処理させるものと異なり、外部民間クラウドに児童生徒の学習データを新設保管し、その管理を請負事業者に委託し、さらに小中学校の児童生徒に1人1台のタブレットを用いて接続・利用させるものである。

国の事業として全国一斉に行われるものであるとはいえ、文部科学省のガイドラインに基づき各自治体が個別に実施するものであることから、これまでにないリスクの発生が多分に予想されるため、少なくとも管理者側及び利用者側については具体的なリスクの想定及びその対策に一層努められたい。

## 2 ID情報に児童生徒の氏名を含める場合・含めない場合それぞれのメリットとデメリット（リスク）の想定比較及び選択

クラウドに保存される児童生徒の情報に氏名を含めるかどうかについては、それぞれメリット・デメリットが想定されるが、実施機関においてもそれらを比較検討し、判断されたい。

## 3 利用に関する家庭毎の事情のフォロー

保護者が子どもの端末利用について十分な手助けができない等の児童生徒個別の様々な家庭事情や、家庭毎のネット回線インフラの普及度合いなどには差があることから、それらについてもできるだけフォローされたい。

## 4 学校外での端末使用条件に関するメリットとデメリットのバランス

学校外での端末使用については、セキュリティと利便性・学習効果のバランスから、自治体毎に違いが出てくるものと想定されるが、できる限り大きな効果を発揮するよう、前向きに検討されたい。

## 5 コールセンターや家庭向けマニュアル等による利用者の手厚いフォロー

利用者向けのコールセンターの設置やマニュアルの作成については、最大限の学習効果を発揮するためにも、手厚いフォローを検討されたい。

## 6 漏洩時の補償に関する保険加入の検討

個人情報の漏洩については、その防止のために本件のような個人情報保護評価を行っているものであるが、絶対に完璧なセキュリティというものは存在しないことから、漏洩時も想定して保険に加入し、またさらに最適な保険の検討を行うことは望ましいと考えられるので、善処されたい。

以 上

《参考1》

審査会委員

会 長	永本 能子
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	島内 保彦
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月5日	実施機関から諮問書を受理した。
令和2年11月6日 (2年度第8回審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、概要説明及び質疑応答を行った。
令和2年11月26日 (2年度第9回審査会)	答申を決定した。